

新旧対照表

○千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

新	旧
千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱 令和六年十一月二九日制定	千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱 平成二年二月十六日 告示第百十一号
	改正 平成 五年 四月二〇日告示第 平成 六年 四月二二日告示第 四六一号 五一三号
	平成一二年 三月三一日告示第 平成一五年 三月二八日告示第 三三五号 二八一号
	平成一九年 五月一八日告示第 平成二〇年 三月一八日告示第 五七七号 二八七号
	平成二一年 三月三一日告示第 平成二四年 三月三〇日告示第 三六六号 二五八号
	平成二五年 三月二六日告示第 平成二六年 三月三一日告示第 一五三号 二四三号
	平成三一年 二月 一日告示第 五三号
千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱 (目的)	千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱 (目的)
第一条 この要綱は、排出事業者が県外産業廃棄物の <u>県内最終処分</u> について事前協議を行うことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する事業者の責任を明確にし、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、 <u>最終処分業者</u> が処分計画書を提出すること等により、産業廃棄物の計画的な処理を促進し、産業廃棄物の最終処分場等の確保を図り、もって本県の生活環境の保全に資することを目的とする。	第一条 この要綱は、排出事業者が県外産業廃棄物の <u>千葉県内での最終処分</u> <u>(以下「県内処分等」という。)</u> について事前協議を行うことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する事業者の責任を明確にし、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、 <u>最終処分に係る処分業者</u> が処分計画書を提出すること等により、産業廃棄物の計画的な処理を促進し、産業廃棄物の最終処分場等の確保を図り、もって本県の生活環境の保全に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 産業廃棄物 法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。	一 産業廃棄物 法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
二 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。	二 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。

新	旧
三 排出事業場 工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。	三 排出事業場 工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。
四 県外産業廃棄物 産業廃棄物のうち千葉県外の排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。	四 県外産業廃棄物 産業廃棄物のうち千葉県外の排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
五 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第七条第十四号イからハまでに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。	五 産業廃棄物処理施設 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設（産業廃棄物積替・保管施設を除く。）をいう。
六 県内最終処分 県外産業廃棄物を千葉県内の最終処分場で埋立処分を行うことをいう。	六 処理業者 千葉県内で産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことについて、法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定により許可を受けた者をいう。
七 最終処分業者 最終処分を業として行うことについて、法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定により許可を受けた者をいう。	七 処分業者 処理業者のうち千葉県内に産業廃棄物処理施設を設置している者をいう。
八 産業廃棄物管理責任者 排出事業場における県外産業廃棄物の処理に伴う法第十二条の三に規定する産業廃棄物管理票の交付又は千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第八条に規定する廃棄物処理票の作成を行い、県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理並びに適正な処理の確認を行う責任者 (協議書の提出)	(協議書の提出) 第三条 排出事業者は、新たに県内最終処分等を他の者に委託し、又は自ら行おうとするときは、その十五日前までに、排出事業場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した協議書（以下「協議書」という。）を知事に提出するものとする。ただし、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の県内最終処分等を他の者に委託し、又は自ら行おうとする場合においては、この限りでない。 一 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名 二 排出事業場の名称及び所在地並びに建設工事現場である排出事業場においては発注者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名 三 産業廃棄物管理責任者の氏名 四 県内最終処分を行おうとする産業廃棄物の種類及び数量 五 県内最終処分等を、他の者に委託しようとする場合にあっては受託者の氏名

新	旧
<p>名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに委託しようとする期間、自ら<u>県内最終処分</u>を行おうとする場合にあってはその期間</p> <p>六 <u>県内最終処分を行おうとする最終処分場</u>の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法</p> <p>七 <u>県内最終処分</u>を行おうとする理由</p> <p>2 排出事業者は、協議書に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>一 <u>県内最終処分</u>を行うに当たって法令及びこの要綱を遵守する旨の誓約書</p> <p>二 <u>県内最終処分</u>を他の者に委託しようとする場合にあっては、委託契約書の写し及び受託者の産業廃棄物処理業の許可証の写し</p> <p>三 <u>県内最終処分を行おうとする</u>産業廃棄物の発生工程を明らかにする書面</p> <p>四 <u>県内最終処分を行おうとする</u>産業廃棄物の有害物質（政令別表第五の下欄に掲げる物質をいう。）を含む場合にあっては、協議書を提出しようとする日前六箇月以内に実施した当該有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の結果を記載した書面</p> <p>五 その他知事が必要あると認める書面及び図面 (通知書の交付等)</p> <p>第四条 知事は、協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて次条の規定により指導を行った上、この要綱の目的に照らして支障がないと認められるときは、その旨を記載した通知書（以下「通知書」という。）を協議書を提出した排出事業者に交付するものとする。</p> <p>2 排出事業者は、通知書の交付を受けた後に<u>県内最終処分</u>を他の者に委託し、又は自ら行うこととする。 (指導の基準)</p> <p>第五条 知事は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導を行うものとする。</p> <p>一 知事の改善指導等を受けている<u>最終処分業者</u>が設置する<u>最終処分場</u>で産業廃棄物を処理しようとする場合</p> <p>二 千葉県外の産業廃棄物積替・保管施設を経由した産業廃棄物の<u>県内最終処分</u>を行おうとする場合</p> <p>三 千葉県外の選別による中間処理施設から排出された産業廃棄物の<u>県内最終処分</u>を行おうとする場合</p> <p>四 その他法令及びこの要綱に適合しない場合 (変更協議書の提出等)</p>	<p>又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに委託しようとする期間、自ら<u>県内処分等</u>を行おうとする場合にあってはその期間</p> <p>六 <u>産業廃棄物の運搬先の産業廃棄物処理施設</u>の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法</p> <p>七 <u>県内処分等を行おうとする理由</u></p> <p>2 排出事業者は、協議書に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>一 <u>県内処分等</u>を行うに当たって法令及びこの要綱を遵守する旨の誓約書</p> <p>二 <u>県内処分等</u>を他の者に委託しようとする場合にあっては、委託契約書の写し及び受託者の産業廃棄物処理業の許可証の写し</p> <p>三 産業廃棄物の発生工程を明らかにする書面</p> <p>四 産業廃棄物の有害物質（<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</u>（昭和四十六年政令第三百号）別表第五の下欄に掲げる物質をいう。）を含む場合にあっては、協議書を提出しようとする日前六箇月以内に実施した当該有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の結果を記載した書面</p> <p>五 その他知事が必要あると認める書面及び図面 (通知書の交付等)</p> <p>第四条 知事は、協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて次条の規定により指導を行った上、この要綱の目的に照らして支障がないと認められるときは、その旨を記載した通知書（以下「通知書」という。）を協議書を提出した排出事業者に交付するものとする。</p> <p>2 排出事業者は、通知書の交付を受けた後に<u>県外産業廃棄物の県内処分等</u>を他の者に委託し、又は自ら行うこととする。 (指導の基準)</p> <p>第五条 知事は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導を行うものとする。</p> <p>一 知事の改善指導等を受けている<u>処分業者</u>が設置する<u>産業廃棄物処理施設</u>で産業廃棄物を処理しようとする場合</p> <p>二 千葉県外の産業廃棄物積替・保管施設を経由した産業廃棄物の<u>県内処分等</u>を行おうとする場合</p> <p>三 千葉県外の選別による中間処理施設から排出された産業廃棄物の<u>県内処分等</u>を行おうとする場合</p> <p>四 その他法令及びこの要綱に適合しない場合 (変更協議書の提出等)</p>

新	旧
<p>第六条 通知書の交付を受けた排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の十五日前までに、その旨を記載した変更協議書を知事に提出するものとする。<u>ただし、第一号にあっては数量が減少する場合を除き、第二号にあっては期間が短縮する場合を除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>県内最終処分を行おうとする</u>産業廃棄物の種類及び数量 二 <u>県内最終処分</u>を他の者に委託している場合にあっては委託する期間、自ら行っている場合にあってはその期間 三 <u>県内最終処分</u>を委託している場合の受託者 四 <u>県内最終処分を行おうとする最終処分場</u> <p>2 第三条第二項、第四条及び第五条の規定は、前項の規定による変更協議書の提出について準用する。</p> <p>3 通知書の交付を受けた排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしたときは、変更の日から十日以内にその旨を記載した届出書を知事に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名 二 排出事業場の名称<u>並びに建設工事現場である排出事業場にあっては発注者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名</u> 三 産業廃棄物管理責任者の氏名 <u>(排出事業者による管理)</u> <p>第七条 (削る。)</p> <p>通知書の交付を受けた排出事業者は、<u>県内最終処分</u>を他の者に委託するに当たっては通知書の写しを受託者に交付するものとする。</p> <p>② 通知書の交付を受けた排出事業者は、産業廃棄物管理票及び廃棄物処理票</p>	<p>第六条 通知書の交付を受けた排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の十五日前までに、その旨を記載した変更協議書を知事に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>県外産業廃棄物の種類及び数量</u> 二 <u>県外産業廃棄物の県内処分等</u>を他の者に委託している場合にあっては委託する期間、自ら行っている場合にあってはその期間 三 <u>県外産業廃棄物の県内処分等</u>を委託している場合の受託者 四 <u>県外産業廃棄物の運搬先の産業廃棄物処理施設</u> <p>2 第三条第二項、第四条及び第五条の規定は、前項の規定による変更協議書の提出について準用する。</p> <p>3 通知書の交付を受けた排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしたときは、変更の日から十日以内にその旨を記載した届出書を知事に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名 二 排出事業場の名称 三 産業廃棄物管理責任者の氏名 <u>(産業廃棄物管理票等による管理等)</u> <p>第七条 通知書の交付を受けた排出事業者は、<u>県外産業廃棄物の県内処分等</u>を他の者に委託し、又は自ら行うに当たっては、法第十二条の三に規定する産業廃棄物管理票（以下「産業廃棄物管理票」という。）又は千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第八条に規定する廃棄物処理票（以下「廃棄物処理票」という。）を作成し、県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理並びに適正な処理の確認を行うものとする。この場合において、産業廃棄物管理票及び廃棄物処理票には通知書の日付及び番号を記載するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、通知書の交付を受けた排出事業者は、<u>県外産業廃棄物の県内処分等</u>を他の者に委託するに当たっては通知書の写しを受託者に交付するものとする。</p> <p>③ 通知書の交付を受けた排出事業者は、産業廃棄物管理票及び廃棄物処理票</p>

新	旧
<p>を適正に管理するため、排出事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(排出事業者の実績報告)</p> <p>第八条 通知書の交付を受けた排出事業者は、<u>県内最終処分</u>を他の者に委託し、又は自ら行った場合には、<u>毎年六月三十日までに、前年度の</u>処分実績を記載した実績報告書を知事に提出するものとする。</p> <p>(現地調査等)</p> <p>第九条 知事は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場等の現地調査を実施するものとする。</p> <p>2 知事は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場を管轄する都道府県の知事又は保健所を設置する市の長に対し、排出事業者等の指導を要請するものとする。</p> <p>3 知事は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、産業廃棄物管理票及び廃棄物処理票の記載事項について、産業廃棄物管理責任者に報告を求めることができる。</p> <p>4 知事は、県外産業廃棄物の処理の状況を確認するため、関係機関の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(最終処分業者による管理)</u></p> <p>第十条 最終処分業者は、<u>県内最終処分</u>の委託を受けた場合には、排出事業者から通知書の写しの交付を受けるものとする。</p> <p>2 最終処分業者は、前項の規定により通知書の写しの交付を受けた後に<u>県内最終処分</u>を行うものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>を適正に管理するため、排出事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くものとする。</p> <p>第八条 削除</p> <p>(排出事業者の実績報告)</p> <p>第九条 通知書の交付を受けた排出事業者は、<u>県外産業廃棄物の県内処分等</u>を他の者に委託し、又は自ら行った場合には、<u>当該県内処分等が終了した日から六十日以内に、その</u>処分実績を記載した実績報告書を知事に提出するものとする。</p> <p>(現地調査等)</p> <p>第十条 知事は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場等の現地調査を実施するものとする。</p> <p>2 知事は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場を管轄する都道府県の知事又は保健所を設置する市の長に対し、排出事業者等の指導を要請するものとする。</p> <p>3 知事は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、産業廃棄物管理票及び廃棄物処理票の記載事項について、産業廃棄物管理責任者に報告を求めることができる。</p> <p>4 知事は、県外産業廃棄物の処理の状況を確認するため、関係機関の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(処理業者の確認)</u></p> <p>第十一条 処理業者は、<u>県外産業廃棄物の県内処分等の委託を受けるに当たっては、事前に法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十四条の五第一項の規定により許可を受けている事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(処理業者の処理)</u></p> <p>第十二条 処理業者は、<u>県外産業廃棄物の県内処分等の委託を受けた場合には、排出事業者から通知書の写しの交付を受けるものとする。</u></p> <p>2 処理業者は、前項の規定により通知書の写しの交付を受けた後に<u>県内処分等</u>を行うものとする。</p> <p>3 処理業者は、<u>県内処分等を行うに当たっては、産業廃棄物管理票により県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>3 <u>最終処分業者</u>は、第一項に規定する通知書の写しを委託期間満了後二年間保存するものとする。 (処分計画書の提出)</p> <p>第十一條 最終処分業者は、その設置している最終処分場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した次年度の処分計画書を毎年一月三十一日までに知事に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>最終処分業者</u>の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名 二 最終処分場の名称及び所在地 三 最終処分場の<u>残余の埋立容量</u> 四 産業廃棄物の種類別、月別並びに排出事業場の千葉県内及び千葉県外別の処分予定量 <p>2 前項に規定するもののほか、新たに法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定により許可を受けた最終処分業者にあっては、許可後三十日以内に当該年度の処分計画書を知事に提出するものとする。この場合において、その許可が二月一日から三月三十一日までの間に行われたときは、次年度の処分計画書も併せて提出するものとする。 (最終処分業者の指導)</p> <p>第十二条 知事は、前条に規定する処分計画書又は次条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その内容が千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するものでないこと等によりこの要綱の目的の達成に支障の生ずるおそれがあると認められるときは、必要な指導を行うものとする。 (最終処分業者の実績報告)</p> <p>第十三条 県外産業廃棄物を処分した最終処分業者は、毎年度の産業廃棄物の処分実績を記載した報告書を当該年度の翌年度の五月十五日までに知事に提出するものとする。 (公表)</p> <p>第十四条 知事は、排出事業者及び最終処分業者がこの要綱を遵守しない場合はその旨を公表することができる。 (適用除外)</p>	<p>4 <u>処理業者</u>は、第一項に規定する通知書の写しを委託期間満了後二年間保存するものとする。 (処分計画書の提出)</p> <p>第十三条 最終処分に係る処分業者は、その設置している<u>産業廃棄物</u>の最終処分場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した次年度の処分計画書を毎年一月三十一日までに知事に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>処分業者</u>の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名 二 <u>産業廃棄物</u>の最終処分場の名称及び所在地 三 <u>産業廃棄物</u>の最終処分場の<u>残存容量</u> 四 産業廃棄物の種類別、月別並びに排出事業場の千葉県内及び千葉県外別の処分予定量 <p>2 前項に規定するもののほか、新たに法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定により許可を受けた最終処分に係る処分業者にあっては、許可後三十日以内に当該年度の処分計画書を知事に提出するものとする。この場合において、その許可が二月一日から三月三十一日までの間に行われたときは、次年度の処分計画書も併せて提出するものとする。 (処分業者の指導)</p> <p>第十四条 知事は、前条に規定する処分計画書又は次条に規定する報告書(<u>最終処分に係る処分業者から提出されたものに限る。</u>)の提出があったときは、その内容を審査し、その内容が千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するものでないこと等によりこの要綱の目的の達成に支障の生ずるおそれがあると認められるときは、必要な指導を行うものとする。 (処分業者の実績報告)</p> <p>第十五条 県外産業廃棄物を処分した<u>処分業者</u>は、毎年度の産業廃棄物の処分実績を記載した報告書を当該年度の翌年度の五月十五日までに知事に提出するものとする。 (公表)</p> <p>第十六条 知事は、排出事業者及び<u>処理業者</u>がこの要綱を遵守しない場合はその旨を公表することができる。 (適用除外)</p>

新	旧
<p>第十五条 この要綱の規定は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。</p> <p>(委任)</p>	<p>第十七条 この要綱の規定は、産業廃棄物処理施設が千葉市、船橋市及び柏市の区域内にある場合は、適用しない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第十六条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和七年一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 廃止前の千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二年告示第百十一号）第九条の規定により提出した報告書は、第八条の規定により提出した報告書とみなす。</p>	<p>第十八条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>